

## 令和5年第15回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年11月22日(水) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲  
佐藤 和美  
高橋 隆紀  
照井 睦子  
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	平賀 英和
文化財課長	佐藤 康浩
中央図書館長	菅野 勝文
博物館長	渋谷 洋祐
鬼の館館長	小田島 孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長	高橋 景子
生涯学習文化課長	児玉 康宏
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長	高橋 昌弘
子育て支援課長	久保田 達夫

## 6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案2件、協議3件が原案のとおり可決、承認された。

議案第27号 北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

議案第28号 北上市生涯学習センター規則の一部を改正する規則について

協議第8号 北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

協議第9号 北上市体育施設条例の一部を改正する条例について

協議第10号 北上市体育施設規則及び北上総合運動公園体育施設規則の一部を改正する規則について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和5年第15回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

教育長

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第27号「北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第27号北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

ペーパーレス化の推進や庁内の事務負担軽減を図ることを目的

に、情報システムを利用して、電子印による小中学校の就学に関する通知書や生涯学習センターの施設使用許可書等を発出するため、公印規程の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行日は令和5年11月22日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第27号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

(担当課長より、「無し」との発言あり)

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第27号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第28号「北上市生涯学習センター規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長

ただいま上程になりました議案第28号北上市生涯学習センター規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

市民の利便性の向上及び生涯学習推進のため、より市民が利用しやすいセンターとなるよう、使用申請期間を従来の2月前から

であるものを6月前からできるよう、規則の一部を改正しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜わりますようお願い申し上げます。

教育長                   ただいま提案されました議案第28号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長      市内の他施設と比較しますと、hoKkoについては6月前から予約可能となっております。今回、生涯学習センターの予約システムが改修されることから、これを機に、市民の利便性向上に向けて、使用申請期間を変更しようとするものです。

教育長                   改めて、議案全体に係り、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第28号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長                   次に、協議第8号「北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長                ただいま上程になりました協議第8号北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について、協議理由を申し上げます。

この条例は、より多くの対象者に奨学金を貸与できるよう、市

奨学金貸与の対象となる進学先に、短期大学又は大学に相当する教育機関及び国外の大学を加えようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。  
よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第8号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

現在の条例は、貸与対象を学校教育法に規定する学校としており、そのために、一部の教育機関が対象から外れておりました。

今回の条例改正により、学校教育法以外の法律に基づいた学校のうち、授業料が発生する教育機関を追加し、幅広い進学先を奨学金の対象としようとするものとなります。

教育長

議会でも質問が出たものであり、改正しようとするものとなっております。

改めて、議案全体に係り、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第8号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第9号「北上市体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 ただいま上程になりました協議第9号北上市体育施設条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、北上市民黒岩スポーツ交流館を設置しようとするものであります。

なお、施行日は令和6年4月1日とするものであります。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第9号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長 今年度4月1日から旧照岡小学校を北上市民稲瀬スポーツ交流館として社会体育施設としたことと同様に、旧黒岩小学校を社会体育施設として活用しようとするものです。

なお、使用時間等については、外の社会体育施設と同様に規定することとしております。

教育長 改めて、議案全体に係り、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第9号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長 次に、協議第10号「北上市体育施設規則及び北上総合運動公園体育施設規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 ただいま上程になりました協議第10号北上市体育施設規則及び  
北上総合運動公園体育施設規則の一部を改正する規則について、  
提案の理由を申し上げます。

この規則は、きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プランに  
おける性の多様性を尊重するための取組として、規則に定められ  
た様式の性別記載欄を削除しようとするものであります。

なお、施行日は公布の日とするものであります。

教育長 ただいま提案されました協議第10号について、御質問等があり  
ましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長 （担当課長より、「無し」との発言あり）

教育長 改めて、議案全体に係り、質問等ございますか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、協議第10号は、原案のとおり承認することに御異議  
ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、協議第10号は、原案のとおり  
承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

（閉会 午前10時40分）

議録作成者 教育長 平 野 憲

令和5年11月22日